

部落ぐらしをゆるさない! 「部落探訪」差止め埼玉訴訟

山本志都 弁護士

1 「全国部落調査」の拡散

インターネットが社会のインフラになつてすでに久しい。小学校に上がる前からスマートフォンで動画を見る子も、学校では、低学年からパソコンで検索を行う授業が始まり、中学生もパソコンを使って「総合」の授業のレポートを作成する。私たち大人もなにか聞いたことのない単語が耳に入れば、すぐにスマートフォンでググる。私たちが受け止める情報の大きな部分を、インターネットでの「検索」によるものがしめている。

そんな中で、インターネットによる被差別部落の地名の意図的な暴露は、深刻さを増していく。SNSは、同調性が高まりやすく、差別を助長し扇動するような情報も先鋭化しやすい。

中でも重大かつきわめて深刻な被害を社会に与えたのは、二〇一六年一月に「鳥取ループ」が行った「全国部落調査復刻版」のインターネット上で拡散だつた。このデータは、戦前の内務省の外郭団体が、部落に対する政策策定のために行つた調査報告書（手書き）のデータに、現在の地名を付して編集したもの。調査当時のものではあるが、全国の

被差別部落の情報が一斉にリストの形で拡散され、世界中の誰もが、こつそりと入手できる状態になつたのである。

記事掲載が、被差別部落にルーツがあつたり、住んでいたりする人たちばかりではなく、社会全体に回復しがたい甚大な権利侵害を生み出すことは、「部落地名総鑑」事件を経験した誰の目にも明らかであった。にもかかわらず、被害の拡大を食い止めるための効果的な方法が整備されていないことも、ある意味衝撃的だつた。

「全国部落調査復刻版」裁判は、二〇一六年四月の提訴から、二〇二一年九月二七日の東京地裁判決、二〇二三年六月二八日の東京高裁判決を経て、現在上告審に係属中である。地裁も高裁も、復刻版やインターネット上の部落の所在地情報の公表を「部落差別を助長する」違法な行為であると認めた点では共通している。しかし、一審が主にプライバシー権侵害によつて差止めや損害賠償請求を認めたのに対し、控訴審は憲法一三条及び一四条から認

められる「差別されない権利」によつて差止めを認め、差別と闘う人びとに一つの武器を与えた（「差別されない権利」の意義については、本号の片岡明幸論考参照〔●●頁〕）。

2 「部落探訪」掲載差止めを求める 埼玉訴訟

二〇二三年一二月六日、部落解放同盟埼玉県連山谷市協議会の支部長と部落解放同盟埼玉県連は、ネット上に掲載された埼玉県内の被差別部落に関する写真と記事を削除すること、すでに発生した損害（計六六〇万円）を賠償することを、ウェブサイトの管理運営を行う鳥取ループに求める訴訟を、さいたま地裁におこした（以下、本稿では「埼玉訴訟」という）。

記事は、鳥取ループが代表を務める示現舎のホームページ上に「部落探訪」として掲載されていたものの（後に「人権探訪」「曲輪クエスト」と名前を変更したが、本稿ではあわせて「部落探訪」とよぶ）である。

大阪では、一月に、府内の支部の代表が記事削除を求める仮処分の申立てを行つたが、提訴は全国で初めてだつた（二〇一四年一月には新潟県で提訴）。

「部落探訪」のネットへの掲載開始は二〇一五年一二月、鳥取ループが「全国部落調査」を見つけたのと時期を同じくする。記事は、二〇一四年二月末にはすでに三五二（！）を数えている。

また、鳥取ループは、「神奈川県人権啓発センターネット」という、人を完全におちよくなつた名称を用いて、訪ねた被差別部落内を撮影し、それこそユーチュバー然として解説をする動画を、You Tubeで公開していた（二〇一二年一月三〇日にグーグル社がようやく重い腰を上げ、それまでに蓄積した一七〇本余りの動画を削除したが、鳥取ループはこれを有料会員のみが見られるサイトに写し、今なお公開を続いている）。

3 埼玉訴訟の特徴

埼玉訴訟では、埼玉県下で「部落探訪」に掲載された記事全部、県内一三市の一九の地域に関する記

事を差止めの対象とした。

「部落探訪」で自分の住んでいる地域、出身である地域が、さらされたことのダメージは非常に大きい。想像してみてほしい。「ここは被差別部落である」と特定された上で、住民の自宅や表札、自動車、商店の看板や墓地、寺社を被写体とする、産業廃棄物が放置されている場面や、手入れがされていない住居や廃墟、同和対策事業で建設された住宅群や集会所などの施設をことさらに撮影し、それぞれに揶揄するような内容のコメントをつける。それがネットにさらされる。自分の住んでいる場所の画像がさらされて何万人も閲覧しているとしたら平静な気持ちでいられるだろうか。

6 「広告スペース

インターネットに慣れ親しんではないお年寄りも、周囲から「インターネットに出てたよ」と教えられて初めて見て、一様に衝撃を受けた。住民の誰もが「さらされ」ている状態を一刻も早く止めてほしいと願っている。それは解放同盟の会員かどうかというようなことを超え、一致した思いである。

そんな状況を知るにつけ、訴訟提起をする以上、掲載された埼玉県下のすべての地区を対象にしなければならないと考えた。そして、そのために（も）、埼玉県下の各地域の住民の利害を代弁できる立場の部落解放同盟埼玉県連が原告となることとした。

4 「部落探訪」の人権侵害性

「部落探訪」は、被差別部落であると特定して、地域の写真を掲載している。この地域は特別な地域であり、住んでいるのは特別な人たちだという印象を与える文章が付され、差別意識を呼び起こす記事となっている。

鳥取ループは、これは「全国部落調査」のような

「地名リスト」ではないと主張するだろうが、写真のほうがより具体的でリアルに部落を特定し、差別意識を醸成・喚起する。そして、現在三五〇以上の記事が掲載されていることによつて、アーカイブの記載も一覧表である「全国部落調査」の一部を写真つきで公開しているのと同じ状態に至つている。

鳥取ループは「全国部落調査」を発見してから、具体的に特定の被差別部落をさくらす「部落探訪」を始めた。二〇一六年三月に、「全国部落調査」復刻版の書籍の出版が仮処分で禁じられ、同年四月には、そのデータの掲載も禁じられた。そこで、鳥取ループは「部落探訪」に自分の労力を傾注するようになった。「部落探訪」の一〇〇回目（二〇一八年一月）には、「裁判後に掲載数が増えている」と認め、部落探訪を「鉄壁のコンテンツ」とする記事を掲載している。つまり、「部落探訪」は、主觀的にみても、仮処分決定や地裁・高裁判決を潜脱するための一覧表の一部を具体化したものなのである。

さらに、鳥取ループは、「部落と明示しなければ

削除されないとと思うので、ぜひ読者も部落探訪を実践し収益化してはどうだろう。部落探訪は不屈、不滅なのである」と述べ、「部落探訪」の削除などを要請している。

ことを宣言し、インターネット上で同様の行為を行うことを奨励している。その行為はきわめて悪質と言わざるをえない。

5 埼玉県全体に生じた損害

県連や行政に対しても、損害を訴える多くの訴えが寄せられ、それを受け、あるいは、掲載による差別の助長拡大を危惧して、埼玉県下では、関連の行政団体や首長、県議会での積極的な動きがあつた。

第一に、埼玉県下の同和対策協議会の法務局への書面での申し入れである。埼玉県には、市町村どうしが連携・協力し、同和対策を中心とする人権行政を協力して担うための行政の付属機関として、管区内首長と同和担当職員をもつて組織された「協議会」が、七つ存在する。これらの協議会は、記事が

掲載された直後から、重ねてさいたま地方法務局宛に「部落探訪」の削除などを要請している。

第二に、二〇二三年には、一三市のうち一市 の市長・副市長がさいたま地方法務局ないし同支局に直接赴き、「部落探訪」の削除要請を行つて いる。この際、市長らは、市内の地域が「部落探訪」に掲載されていることを伝え、すみやかに削除要請など必要な措置をとるように要請している。

第三に、二〇二二年七月七日に「埼玉県部落差別の解消の推進に関する条例」が制定されたことである。同条例は、「現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴つて部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、……部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、部落差別の解消を総合的に推進するために必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もつて部落差別

のない社会を実現することを目的とする」と目的を定め、①図書、地図その他の資料の公表又は流布、

②インターネットの利用による情報の提供、③結婚または就職に関する身元の調査、④土地建物等を取引の対象から除外するための調査、⑤その他の行為により、部落差別を行うことを禁じた。条例で

②が明示されたのは、埼玉県下で多くの地域が「部落探訪」でさらされ、住民が損害を受け、許されない行為であると怒り、そのことが行政及び議員らに理解されたことが背景にある。

これらの動きは、鳥取ループの行為により、埼玉県下の広い地域に甚大な被害が生じてることを示

すものといえる。

6 埼玉県連の侵害された人格権

「全国部落調査 復刻版」の高裁判決も、（高く評価できる部分がある判決ではあるものの）解放同盟の人格権の侵害は認めていない。

しかし、そもそも部落解放同盟という団体は、支部員はもちろんのこと、被差別部落の住民の権利を守るために活動することを目的にした団体である。

そして、差別を問題にする本件のような訴訟で、個人が原告になるハードルはきわめて高い。前訴では、当事者目録が鳥取ループに届くや、「部落解放

7-20広告スペース

同盟関係人物一覧」という個人のプライバシー情報を掲示するウェブディアもどきに、原告に関する情報が加筆された。差別の意図を持つていることが明らかな相手に、自分の情報を渡し、自分の受けた損害を証明する証拠を提供しなければ裁判では闘えない。自分は原告になることを覚悟しても、その影響が、子どもや孫に及ぶのではないかと心配になる。これは当然のことではないか。

だとすれば、住民の権利を守るために活動する団体が、露骨な人権侵害が行われているにもかかわらず、住民を代弁するものとして原告になることができないというのはおかしい。

この点は、「全国部落調査復刻版」事件でも争点の一つだったが、他に多数の争点や論点があつた同事件では、議論が深まらなかつた点である。埼玉訴訟では、重要な論点として、県連の有する人格権を認めさせなければならぬ。

個人で原告になることを決意してくれた、埼玉県連熊谷市協議会の支部長とともに、原告になれなか

6 広告スペース

つた住民の思いも、裁判所に届けたいと思う。

7 今後の展開

さいたま地裁第二民事部に係属した本件訴訟の第一回口頭弁論期日は三月一三日である。今後は、一九の地域で生じた具体的な権利侵害を、それぞれの地域の実情にあわせて主張立証していくかなければならない。

傍聴に集まつていただくことが、鳥取ループのさらし行為に対する住民の怒りを示し、社会的関心の高さを裁判所に伝えることになる。ぜひ今後も埼玉訴訟に注目してほしい。

やまもとしづ